

# 要配慮者利用施設における 避難確保のための制度

広島県土木建築局道路河川管理課

# 防災や避難に関する法律

- 警戒避難体制等に関する事項は、災害対策基本法のほか、災害種別ごとに定められております
- 学校における要配慮者利用施設<sup>(※)</sup>の避難確保計画は、水防法や土砂災害防止法、津波防災地域づくり法で定められております

※ 要配慮者利用施設： 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

種別	警戒避難体制等に関する法律		防災施設の整備・管理等に関する法律	
全般	災害対策基本法	昭和36年		
洪水	水防法	昭和24年	河川法	昭和39年
内水			下水道法	昭和33年
高潮			海岸法	昭和31年
津波	津波防災地域づくり法	平成23年	砂防法	明治30年
土砂	土砂災害防止法	平成12年		
地震	地震防災対策特別措置法	平成7年		
火山	活動火山対策特別措置法	昭和48年		

# 避難確保計画に定める項目(水防法等)

○ 避難確保計画には、防災体制、情報収集及び伝達、避難の誘導、避難確保を図るための施設の整備、防災教育及び訓練の実施等について定めることとしております

要配慮者利用者施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

- (浸水被害)水防法 第15条の3第2項
- (土砂災害)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第8条の2第2項
- (津波災害)津波防災地域づくりに関する法律 第71条

浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、津波災害警戒区域内にあり市町村が作成する地域防災計画に定められた要配慮者利用施設に対し義務付け。

- 避難確保計画の作成及び市町村への報告
- 避難訓練の実施、報告(※訓練結果の報告についてはR3法改正)

- 水防法施行規則 第16条
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則 第5条の2
- 津波防災地域づくりに関する法律施行規則 第32条

## 【避難確保計画に定める事項】

- 計画の目的
- 計画の適用範囲
- 防災体制
- 情報収集及び伝達
- 避難の誘導
- 避難確保を図るための施設の整備
- 防災教育及び訓練の実施
- 自衛水防組織の業務(自衛水防組織を設置する場合に限る。)

# 避難確保計画の作成等の目標期限について

- 水防法、土砂災害防止法では、市町村地域防災計画に定められた施設に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務づけております
- 国土交通省では、令和3年度末までにすべての施設で避難確保計画の作成や避難訓練の実施を行うことを目標としております(水防災意識社会再構築ビジョン 緊急行動計画)
- この目標達成に向け、計画作成等の取組みをお願いします

## 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設)

	社会福祉施設	学校	医療施設
	(老人福祉関係施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、保護施設、児童相談所 等)	(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校 等)	(病院、診療所、助産所 等)
地域 防災計画 に規定	・避難確保計画の作成【義務】 ・避難訓練の実施【義務】	・避難確保計画の作成※【義務】 ・避難訓練の実施【義務】	・避難確保計画の作成【義務】 ・避難訓練の実施【義務】

## 令和3年度末までにすべての施設で避難確保計画を作成

※学校の危機管理マニュアルにおいて、避難確保計画に記載すべき事項を定めていただくことで、避難確保計画の作成とみなすことができます。(令和3年6月8日付け3施参事第10号「浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査の結果及び水害・土砂災害対策の実施について(通知)」参照)

# 学校の危機管理マニュアルとの関係

- 「避難確保計画」(水防法、土砂災害防止法)に記載すべき事項と、「学校の危機管理マニュアル」(学校保健安全法)で記載する事項との関係は、おおむね下表のように整理できます
- 危機管理マニュアルですでに定めている事項については、避難確保計画として別途定める必要はありません
- 必要な事項を十分に検討し、危機管理マニュアルの中に記載してください

避難確保計画に記載すべき事項※1		学校の危機管理マニュアル等の関係※2	避難確保計画に記載すべき事項※1		学校の危機管理マニュアル等の関係※2	
1	計画の目的	・避難確保計画の目的 ・根拠となる関連法	○マニュアル全体の目的 ○マニュアルの根拠法	8 防災教育及び訓練の実施	・定期的な研修、訓練の実施 ・教育訓練計画の作成	○教職員の研修、訓練 ○児童生徒等への安全教育
2	計画の報告	・避難確保計画の作成・修正時の市町村長への報告	▲避難確保計画の作成・修正時の市町村長への報告	9 防災教育及び訓練の年間計画	・防災教育・訓練の項目、内容、実施予定時期	○学校安全計画
3	計画の適用範囲	・避難確保計画の対象となる施設の利用者等の範囲・人数 ・計画の見直し ・事前休業の判断	○学校の現状(児童生徒等、教職員の人数) ○マニュアルの見直し・改善 ○事前の臨時休業の判断 ○教職員の非常参集基準・体制	10 利用者緊急連絡先一覧表	・施設利用者の緊急連絡先一覧	○児童生徒等(保護者)の緊急連絡先一覧
				11 緊急連絡網	・施設職員の緊急連絡網	○教職員の緊急連絡網
4	防災体制	・防災体制の基準(参集基準等)、体制	○警戒本部、対策本部の基準・体制	12 外部機関等の緊急連絡先一覧表	・市町村担当部局、警察、消防等の連絡先一覧	○関係機関連絡先一覧
5	情報収集・伝達	・収集する情報の種類、収集手段 ・施設内関係者間、施設利用者への情報伝達手段	○情報収集の内容、収集手段 ○教職員間、保護者等への情報伝達手段	13 対応別避難誘導一覧表	・避難支援が必要な利用者等の個別対応内容、移動手段、担当者	○児童生徒等名簿(点呼用) ▲要支援児童生徒等個別避難計画
6	避難誘導	・避難場所、移動距離、避難手段 ・避難経路 ・避難に要する時間	▲避難場所、移動距離、避難手段 ▲避難経路 ▲避難に要する時間	14 防災体制一覧表	・防災体制図	○警戒本部、対策本部の体制
7	避難の確保を図るための施設の整備	・避難誘導等に用いる資器材等の一覧	○備品・備蓄品一覧(内、避難に関連する資器材等)	15 施設周辺の避難地図	・施設周辺の避難経路図	▲避難経路図

※1 水防法・土砂災害防止法・津波防災地域づくり法に基づく避難確保計画についての解説・様式等を示した国土交通省「避難確保計画作成の手引き」(令和2年6月)による。番号欄が網掛けとなっている項目(No.1~8、15)は、各法に基づき、市町村長への報告が求められる事項。

※2 ○印:危機管理マニュアル(避難確保計画以外の箇所)又は関連計画が該当する事項  
▲印:危機管理マニュアルで「避難確保計画」として記載すべき事項

# 水防法、土砂災害防止法の改正

- 令和2年7月豪雨災害において、高齢者施設の利用者14名が亡くなる痛ましい被害が発生しました
- 要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するため、水防法及び土砂災害防止法※を改正し、市町村から施設に対して助言・勧告する制度を創設しました

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

## 【特別養護老人ホーム千寿園の被災】 (R2.7)



被災場所: 熊本県球磨村

## 【水防法、土砂災害防止法の改正】 (R3.5.10公布、R3.7.15施行)

### 水防法、土砂災害防止法

- ・市町村に避難訓練の報告義務
- ・市町村が施設に対して避難確保計画に関する助言・勧告できる制度を創設

法改正

- 法改正により、要配慮者利用施設の避難の更なる実効性を確保

### <災害対策基本法の改正(R3.5)>

- ・市町村に対して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化

# 要配慮者利用施設の利用者に係る避難確保措置の見直し

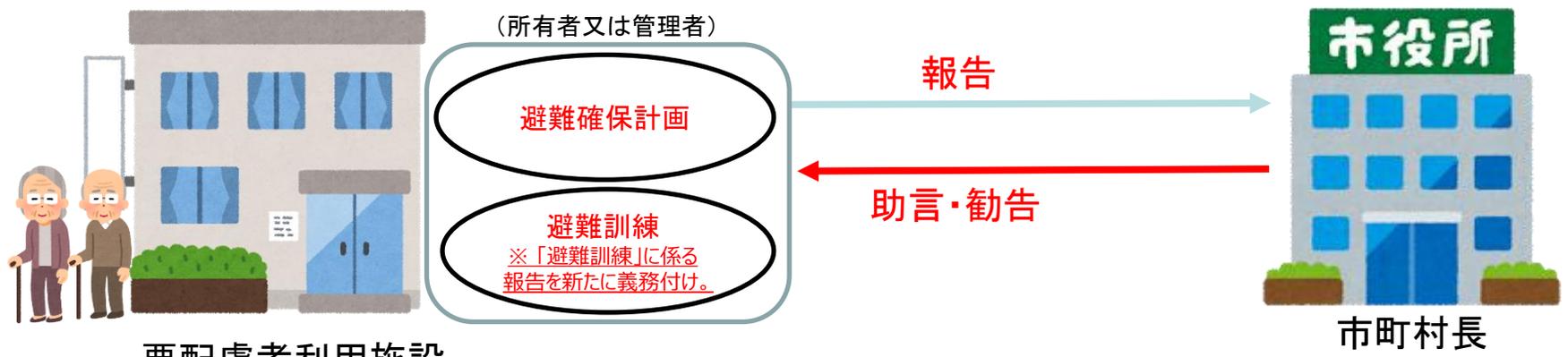
○ 昨今の水災害発生時の被害状況を踏まえ、高齢者等の避難困難者が利用する要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練の内容について、市町村による適切性の確認や助言・勧告を通じた避難実効性の確保を図る必要があります



## 【改正概要】

- 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成し、市町村に報告することとされている避難確保措置に関する計画(避難確保計画)について、報告を受けた市町村長による計画内容に係る助言・勧告制度の創設
- 要配慮者利用施設の所有者等の実施義務とされている避難訓練について、市町村長への訓練結果の報告を義務付け、報告を受けた市町村長による訓練内容に係る助言・勧告制度の創設

## 【要配慮者利用施設の避難確保措置のイメージ】



要配慮者利用施設  
(社会福祉施設、学校、医療施設)  
※市町村地域防災計画に位置付けられたものに限る

# 要配慮者利用施設の避難確保計画・避難訓練の制度概要

- 施設管理者は、洪水・高潮・土砂災害に対する避難確保計画を作成した場合は、自治体に報告する必要があります
- 津波に対する避難確保計画を作成した場合は、自治体に報告するとともに公表する必要があります

## 要配慮者利用施設

浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に定められた施設

施設管理者

- 非常災害対策計画等の作成
- 避難訓練の実施

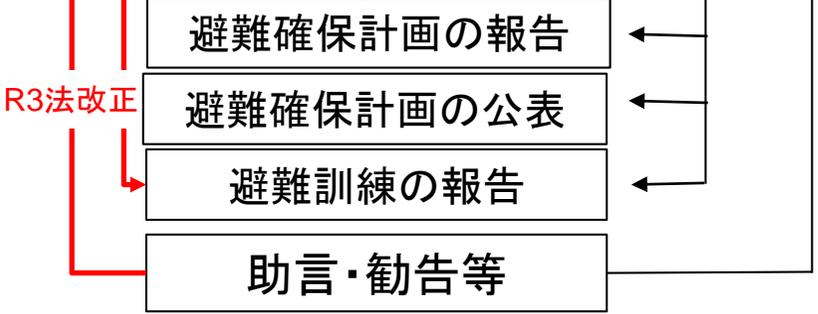
(火災、地震、洪水、高潮、土砂災害、津波等)

- 避難確保計画の作成
- 避難訓練の実施



自治体

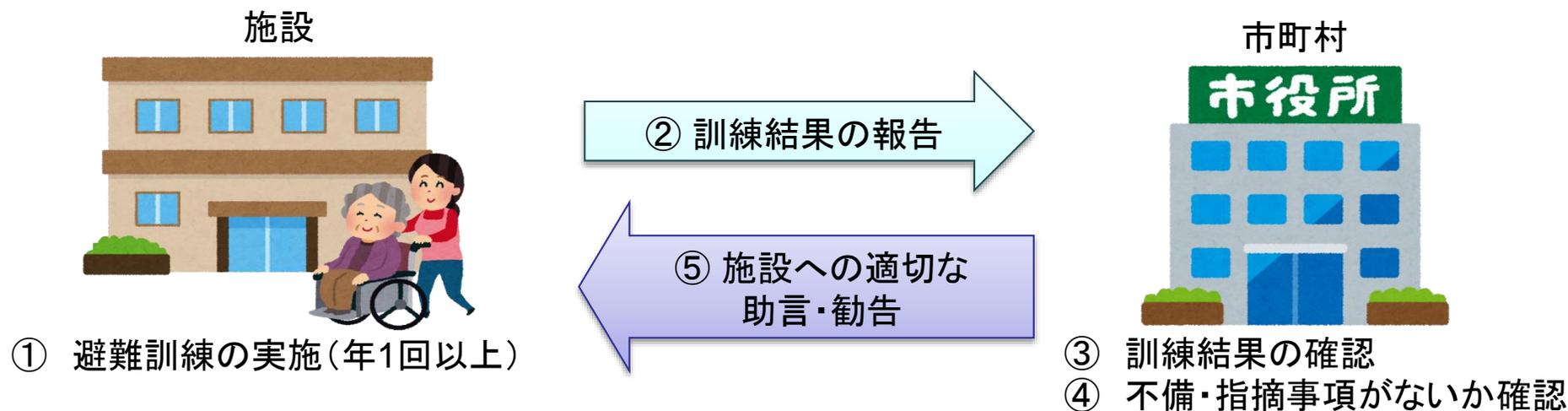
指導監査時に非常災害対策計画の点検を実施



# 避難訓練結果の報告について

- 水防法、土砂災害防止法の改正により、避難訓練を実施した場合には、施設管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告することとなりますが義務化されました
- 施設管理者等は、避難訓練を原則として年1回以上実施すること及び、訓練実施後はおおむね1ヶ月を目安に訓練結果を報告することとなります

## 【避難訓練と報告・確認の手順】



## 留意点

- 施設は、訓練内容を分けて複数日で実施する場合は最後にまとめて報告することができます

<訓練実施結果報告書(様式例)について>  
学校…訓練実施結果報告書(様式例)(別紙2【学】)を参照

